

さくらサイエンスプラン一般公募プログラム 2020年度における募集条件の変更について

国立研究開発法人科学技術振興機構
さくらサイエンス交流事業推進室

平素はさくらサイエンスプランにご協力を賜り、誠にありがとうございます。2020年度の交流計画募集に際し、費用条件等の見直しを行いました。以下に主な変更を抜粋しご案内します。詳細につきましては、HPに掲載している募集要項やよくあるご質問と回答集（FAQ）の該当箇所をご参照下さい。

永く当事業にご協力をいただいている皆様には、ご不便をおかけする面もあるかと存じますが、これまでに受入れ機関ご担当者や外部有識者による委員会で頂戴したご意見・ご要望を反映することを目的とした措置ですので、何卒ご理解を賜り、引き続きご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。

1. コースごとの趣旨の明確化（募集要項 P5-6）

科学技術体験コース（Aコース）、共同研究活動コース（Bコース）、科学技術研修コース（Cコース）の各コースで求められる目的・内容の記載を改訂しました。あわせて、申請様式（交流計画書）にそれぞれのコースで求められる事項の記入欄を設けました。

A コース：日本の先端的な科学技術に触れる機会と日本の研究者・学生等との交流体験を通して、科学技術分野における継続的な交流を促進するものです。共同研究活動や研修的な要素を含んでいる場合でも、体験が主な内容である交流計画は本コースに該当します。

B コース：国際共同研究のテーマや計画の策定、予備的な実験など共同研究を開始する、あるいは具体的な共同研究に参加させる活動を対象とします。単なる研究室訪問が対象とならないだけでなく、共同研究関係にある機関同士の交流や学生の技能習得のみを目的とするものも対象となりません。

C コース：送出し国・地域のニーズあるいは地球規模課題の解決に資する科学技術に関する具体的な技術・能力の習得の機会を提供する活動を対象とします。

2. Aコースにおける実施期間条件の変更（募集要項 P5）

原則7日間以内ですが、招へい者が日本到着後、空港から実施場所までの移動に時間を要する地方の受入れ機関においても、交流計画を実施するための時間を十分に確保するために、国内の国際空港到着から当該受入れ機関までの移動に半日以上要する場合には、実施期間を8日間として申請することを可能とします。

3. Cコースにおける招へい者数上限の変更（募集要項 P6）

単一の国・地域の単一機関から招へいする場合、主たる招へい者数の上限は15名（引率者は含まない）でしたが、これまでの実績に鑑み、Aコースと同様に10名（引率者は含まない）に変更しました。

4. 経費条件の変更

（1）B、Cコースにおけるプログラム経費（その他）について追加費用の申請を可能とします（募集要項 P6）。
2020年度公募から、共同研究活動コース（Bコース）および科学技術研修コース（Cコース）では、以下の条件の下で「Ⅲ. プログラム経費」「Ⅲ-3.その他」の費目について、上限額を超える必要経費の申請を可能とします（交付の可否は申請内容および事業予算の状況を踏まえて決定します）。

- ① 申請時、交流計画書に加えて、必要な費用の見積詳細（購入品名、用途、単価、数量、総額等）および追加費用による取り組みの詳細について、「追加費用申請書（交流計画書別紙）」に記入して提出して下さい。
- ② 上限を超える必要経費として申請できるのは、「実験消耗品等の交流計画に必須の少額物品」のみとします。
- ③ 精算時に「追加費用申請書」の見積欄に対応した明細（様式自由）をご提出下さい。

（２）懇親会関連費用の費目名を意見交換会費用に変更し、受入れ機関において支出可能な対象者を適切に設定していただくような運用方法に変更しました（募集要項 P18）。

- ① JST 支援金に計上する意見交換会費用は、単価および対象者ともに受入れ機関の規定で支払える範囲として下さい。ただし、JST 支援金に計上するのは 3,000 円を上限として下さい。規定がない場合には、受入れ機関以外の受入れ協力者（外部講師、訪問先・滞在先の対応者等）および受入れ機関において受入れに協力した学生のみ、JST 支援金に計上できるものとします。なお、意見交換会の費用を JST 支援金に計上することができない者であっても意見交換会へ参加いただくことは可能です。
- ② 招へい者との意見交換会費用について、回数は 1 回を上限として JST 支援金に計上できます。
- ③ JST 支援金に計上できる招へい者以外の参加者は、主たる招へい者および引率者と同数を上限とします。

5. 各コースの実施期間日数の上限を超えて滞在する場合の支援内容の変更（よくあるご質問と回答集（FAQ） P3）

さくらサイエンスプランの交流計画を実施することを目的として、各コースの実施期間日数の上限を超えて滞在する場合、一定の条件の下、往復分の渡航費については JST 支援金に計上することを可能とします。なお、娯楽のための滞在期間延長は認められません。詳細については「よくあるご質問と回答集（FAQ）」（P3）を必ずご確認くださいの上、申請して下さい。

6. 申請様式（交流計画書）の改訂

- これまでの申請様式（交流計画書）は、入力漏れ・ミス、入力内容の不整合を防ぐ目的で、マクロ等により制御をかけた「xslm」形式を用いておりましたが、ファイルの動作が重くなる、機関によってはセキュリティの問題で「xslm」形式でのやりとりが不可等の問題もあったため、これらの問題が発生しにくいシンプルな「xlsx」形式に変更しました。度々の様式変更でご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
- 申請時に必要項目の記入漏れがないように、評価項目ごとに記入欄を設けました。
- 交流計画書と同時に提出していただいていたチェックシートは廃止しました。

7. 受入れ機関における内部監査をもって JST における経理報告書類の確認を省略することが可能になる選択肢の設置（詳細については、2020年4月に公開予定の事務処理要領をご参照下さい）

申請時点では直接関係ありませんが、科研費の受入れ実績のある受入れ機関について、終了報告時の収支簿の提出に代えて、内部監査を行うことを前提として額の確定を行う精算方法を選択することができるよう運用を変更します（経理報告様式は費目ごとの金額のみとし、収支簿の提出を要しない。代わりに、内部監査を行い次ページの様式を提出）。希望しない受入れ機関については、従来通りの手続きが可能です。

以上

お問い合わせ先：さくらサイエンス交流事業推進室 公募受付担当
e-mail : ssp-shinsei@jst.go.jp Tel : 03-5214-8996

内部監査実施届出書

令和2年10月16日

国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者
中国総合研究・さくらサイエンスセンター
さくらサイエンス交流事業推進室長
殿

(受入れ機関)
住 所
機 関 名
所 属 ・ 役 職
実 施 責 任 者

押印

令和2年10月16日 付実施協定書

2020年度「日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）」

コース名：

テーマ：

弊機関は、以下の要件を満たしており、本件業務について、下記の事項を約します。

<要件>

- ・ 当年度に科学研究費補助金の交付を受けてその管理を行う機関、または当年度に交付内定を受けた機関、もしくは前年度に科学研究費補助金の交付を受けてその管理を行った機関であること
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に基づき、負担対象費用を適正に執行管理する体制を整備すること

記

- 1 翌事業年度中に内部監査（科学研究費補助金で定める通常監査または特別監査のいずれかと同等の監査）を実施する。
- 2 内部監査実施後、監査内容および監査結果等について取り纏めた「内部監査実施報告書」を速やかに提出する。

以上

内部監査実施報告書

令和3年4月16日

国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者
中国総合研究・さくらサイエンスセンター
さくらサイエンス交流事業推進室長
殿

(受入れ機関)
住 所
機 関 名
所 属 ・ 役 職
実 施 責 任 者

押印

令和2年10月16日 付実施協定書

2020年度「日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）」

コース名：

受付番号：

テーマ：

本件業務に関して、内部監査を行ったので、その監査内容および結果を報告します。

記

1 監査実施日

(機関の体制によっては交流実施翌年度の監査実施・提出も可)

2 監査実施者 …

(部署・役職・氏名、複数いる場合は全員の氏名を記載)

3 監査結果

さくらサイエンスプランとして本学が実施した交流計画について監査を行い、負担対象費用の使用状況について、計画に基づき執行がされていることを確認した。

4 監査内容

(1) 渡航費

本学規定およびさくらサイエンスの規定に基づき適切に計上されていることを確認した。

(2) 国内旅費

本学規定およびさくらサイエンスの規定に基づき適切に計上されていることを確認した。

(3) プログラム経費

本学規定およびさくらサイエンスの規定に基づき適切に計上されていることを確認した。

(4) 謝金

本学規定およびさくらサイエンスの規定に基づき、適切に計上、支払われていることを確認した。

(5) 消費税相当額

不課税等の取引額の10%で計上されていることを確認した。

以上